

令和元年 8 月

狛江市議会第 3 回定例会提出議案

提 出 議 案

37

- 1 議案第31号 平成31年度狛江市一般会計補正予算（第4号） -3-
- 2 議案第32号 平成31年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） -5-
- 3 議案第33号 平成31年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） -7-
- 4 議案第34号 平成31年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第2号） -9-
- 5 議案第35号 狛江市第4次基本構想の策定について -11-
- 6 議案第36号 狛江市表彰条例の一部を改正する条例 -13-
- 7 議案第37号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例 -15-
- 8 議案第38号 狛江市印鑑条例の一部を改正する条例 -21-
- 9 議案第39号 狛江市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例 -23-
- 10 議案第40号 狛江市税条例の一部を改正する条例 -25-
- 11 議案第41号 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例 -31-
- 12 議案第42号 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例 -39-
- 13 議案第43号 狛江市第4次基本構想の策定に伴う関係条例の整理に関する条例 -45-
- 14 議案第44号 狛江市消防団条例の一部を改正する条例 -47-
- 15 認定第1号 平成30年度狛江市一般会計決算の認定について -49-
- 16 認定第2号 平成30年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について -51-

17	認定第3号	平成30年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	-53-
18	認定第4号	平成30年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について	-55-
19	認定第5号	平成30年度狛江市公共下水道特別会計決算の認定について	-57-
20	認定第6号	平成30年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について	-59-

議案第 31 号

平成31年度狛江市一般会計補正予算（第4号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第31号別紙

平成31年度

狛江市一般会計補正予算(第4号)

平成31年度狛江市一般会計補正予算（第4号）

平成31年度狛江市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,731,183千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の補正は、「第二表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和元年8月29日 提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
1. 市	税	12,504,114	1,177	12,505,291
9. 地方	特例交付金	43,979	1,177	45,156
	軽自動車税	76,663	239,479	316,142
	1. 地方特例交付金	76,663	5,137	81,800
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	0	234,342	234,342
10. 地方	交付税	1,380,000	7,729	1,387,729
	1. 地方交付税	1,380,000	7,729	1,387,729
12. 分担金及び負担金	金	370,587	△64,429	306,158
	1. 負担金	370,587	△64,429	306,158
13. 使用料及び手数料	料	585,564	△30,016	555,548
	1. 使用料	262,452	△30,016	232,436
14. 国庫支出金	金	4,445,166	178,211	4,623,377
	1. 国庫支出金	3,829,541	189,630	4,019,171
	2. 国庫補助金	592,337	△11,419	580,918
15. 都支	出	4,890,878	20,273	4,911,151
	1. 都支	1,358,599	1,414	1,360,013
	2. 都支	3,306,483	18,859	3,325,342
18. 繰入	金	749,002	△94,477	654,525
	1. 繰入	749,002	△94,477	654,525
19. 繰越	金	113,570	929,623	1,043,193
	1. 繰越	113,570	929,623	1,043,193
21. 市債	債	1,767,500	△188,300	1,579,200
	1. 市債	1,767,500	△188,300	1,579,200
歳入	合 計	28,731,913	999,270	29,731,183

歳出

款	項	修正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務	費			
	1. 総務管理費	2,674,527	486,293	3,160,820
3. 民生	費			
	2. 徴税	1,935,528	485,468	2,420,996
3. 民生	費			
	2. 児童福祉	370,116	325	370,941
3. 民生	費			
	3. 生活保護	15,856,551	13,072	15,869,623
4. 衛生	費			
	1. 保健衛生	7,723,506	11,840	7,735,346
4. 衛生	費			
	2. 清掃	2,300,206	1,232	2,301,438
8. 土木	費			
	1. 保健衛生	1,998,622	58,085	2,056,707
8. 土木	費			
	2. 清掃	836,981	8,085	845,066
8. 土木	費			
	4. 都市計画	1,161,641	50,000	1,211,641
8. 土木	費			
	4. 都市計画	1,899,369	5,632	1,905,001
10. 教育	費			
	4. 都市計画	1,320,024	5,632	1,325,656
10. 教育	費			
	2. 小学校	2,716,142	136,076	2,852,218
10. 教育	費			
	3. 中学校	735,917	3,142	739,059
10. 教育	費			
	4. 幼児教育	475,959	8,531	484,590
12. 諸支出金	金			
	4. 幼児教育	239,556	124,303	363,859
12. 諸支出金	金			
	1. 基金	683	300,000	300,683
13. 予備	費			
	1. 基金	683	300,000	300,683
13. 予備	費			
	1. 予備	19,521	112	19,633
歳出	計			
	合計	28,731,913	999,270	29,731,183

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正		補 正	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小 学 校 給 食 調 理 業 務	令和2年度	25,398千円	令和2年度	90,100千円
収 納 代 行 業 務			令和2年度	3,232千円
(仮称) 高架下学董クラブ新築事業			令和2年度	5,000千円

第三表 地方債補正

補			正			補			正			後		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
子育て・教育支援複合施設整備事業債	千円 542,200	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	子育て・教育支援複合施設整備事業債	千円 568,000	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	子育て・教育支援複合施設整備事業債	千円 568,000	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。
野川地域センター整備事業債	103,100				野川地域センター整備事業債	77,300								
都市計画公園整備事業債	107,100	証書借入	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	都市計画公園整備事業債	107,100	又	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	都市計画公園整備事業債	107,100	又	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法
消防ポンプ車整備事業債	21,900				消防ポンプ車整備事業債	21,900								
第一小学校整備事業債	44,200	証券発行	利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	第一小学校整備事業債	44,200	証券発行	利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	第一小学校整備事業債	44,200	証券発行	利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法
学校屋内運動場空調設備整備事業債	949,000				学校屋内運動場空調設備整備事業債	11,700								
臨時財政対策債	1,767,500				臨時財政対策債	749,000				臨時財政対策債	749,000			
計					計	1,579,200				計	1,579,200			

狛江市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市	千円	千円	千円
税	12,504,114	1,177	12,505,291
9. 地方	76,663	239,479	316,142
交付金	1,380,000	7,729	1,387,729
10. 地方	370,587	△64,429	306,158
交付金及び負担金	585,564	△30,016	555,548
13. 使用料及び手数料	4,445,166	178,211	4,623,377
14. 国庫支出金	4,890,878	20,273	4,911,151
15. 都支	749,002	△94,477	654,525
18. 繰入	113,570	929,623	1,043,193
19. 繰越	1,767,500	△188,300	1,579,200
21. 市債			
歳入	28,731,913	999,270	29,731,183

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	財源の内訳			
				補正額	財源	内	訳
				国支	特出	定出	その他
2. 総	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
務	2,574,527	486,293	3,160,820	0	1,736	0	484,557
3. 民	15,356,551	13,072	15,869,623	104,149	20,831	0	△94,445
生	1,998,622	58,085	2,056,707	928	0	0	57,157
4. 衛	1,399,369	5,632	1,905,001	0	0	0	5,632
8. 土	2,716,142	136,076	2,852,218	73,134	△2,294	11,700	53,536
10. 教	683	300,000	300,683	0	0	0	300,000
育	19,521	112	19,633	0	0	0	112
12. 諸							
支							
出							
13. 予							
備							
費							
歳	28,731,913	999,270	29,731,183	178,211	20,273	11,700	883,531
出							
合							
計							

2. 歳入

(款) 1. 市税

(項) 3. 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区分	金額	
2. 環境性能割	千円 0	千円 1,177	千円 1,177	1. 現年課税分	千円 1,177	1. 軽自動車
計	43,979	1,177	45,156			

(款) 9. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区分	金額	
1. 地方特例交付金	千円 76,663	千円 5,137	千円 81,800	1. 地方特例交付金	千円 5,137	1. 減収補てん特例交付金 2. 自動車税減収補てん特例交付金 3. 軽自動車税減収補てん特例交付金
計	76,663	5,137	81,800			

(項) 2. 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区分	金額	
1. 子ども・子育て支援臨時交付金	千円 0	千円 234,342	千円 234,342	1. 子ども・子育て支援臨時交付金	千円 234,342	1. 子ども・子育て支援臨時交付金
計	0	234,342	234,342			

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区分	金額	
1. 地方交付税	千円 1,380,000	千円 7,729	千円 1,387,729	1. 地方交付税	千円 7,729	1. 普通交付税
計	1,380,000	7,729	1,387,729			

(款) 10. 地方交付税

(款) 12. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
2. 民生費負担金	359,752	△64,429	295,323	2. 児童福祉 負担金	△64,429	2. 保育所運営費負担金 △74,527 11. 市立保育園副食費負担金 10,098
計	370,587	△64,429	306,158			

(款) 13. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
2. 民生使用料	111,178	△30,016	81,162	3. 保育所施設 使用料	△30,016	1. 保育所施設使用料
計	262,452	△30,016	232,436			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
1. 民生費 国庫負担金	3,819,157	139,055	4,008,212	4. 障がい者 自立支援事業費 負担金	2,829	5. 障がい児施設給付費等負担金
				5. 児童福祉 負担金	186,226	1. 保育所運営費負担金 88,500 6. 私立認定こども園運営費負担金 7,638 7. 子育てのための施設等利用給付交付金 90,088
3. 教育費 国庫負担金	8,322	575	8,897	1. 幼児教育費 負担金	575	1. 私立認定こども園等運営費負担金
計	3,829,541	139,630	4,019,171			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2. 民生費国庫補助金	千円 347,887	千円 4,990	千円 352,877	4. 児童福祉補助金	千円 4,275	2. 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 3. 子ども・子育て支援交付金 8. 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 746 408 3,121
				5. 生活保護費補助金	715	1. 生活保護費適正化推進事業補助金	
3. 衛生費国庫補助金	6,931	928	7,859	1. 保健衛生費補助金	928	2. 母子保健医療対策総合支援事業補助金	
5. 教育費国庫補助金	38,669	△17,337	21,332	2. 幼児教育費補助金	△17,337	1. 幼稚園就園奨励費補助金	
計	592,337	△11,419	580,918				

(款) 15. 都支出金

(項) 1. 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1. 民生費都負担金	千円 1,349,837	千円 1,414	千円 1,351,251	5. 障がい者自立支援事業費負担金	千円 1,414	5. 障がい児施設給付費等負担金	千円
計	1,358,599	1,414	1,360,013				

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1. 総務費都補助金	千円 1,462,616	千円 1,736	千円 1,464,352	1. 総務管理費補助金	千円 1,736	3. 地域における見守り活動支援事業補助金	千円
2. 民生費都補助金	1,582,916	19,417	1,602,333	6. 児童福祉費補助金	19,417	14. 認可外保育施設利用支援事業補助金 21. 保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金	2,695 16,722
7. 教育費都補助金	115,173	△2,294	112,879	2. 幼児教育費補助金	△2,294	1. 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金	
計	3,306,483	18,859	3,325,342				

(款) 15. 都支出金

(款) 18. 繰入金
(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 基金繰入金	千円 749,000	千円 △120,000	千円 629,000	2. 公共施設整備 基金繰入金	千円 △120,000	1. 基金繰入金
2. 特別会計繰入金	2	25,523	25,525	1. 後期高齢者医療 特別会計繰入金	8,978	1. 特別会計繰入金
				2. 介護保険 特別会計繰入金	279	1. 特別会計繰入金
				3. 国民健康保険 特別会計繰入金	16,266	1. 特別会計繰入金
計	749,002	△94,477	654,525			

(款) 19. 繰越金
(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 113,570	千円 929,623	千円 1,043,193	1. 繰越金	千円 929,623	1. 前年度繰越金
計	113,570	929,623	1,043,193			

(款) 21. 市債
(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生債	千円 645,300	千円 0	千円 645,300	1. 地域センター 整備事業債	千円 △25,800	1. 野川地域センター整備事業債
				2. 児童福祉施設 整備事業債	25,800	1. 子育て・教育支援複合施設整備事業債
4. 教育債	44,200	11,700	55,900	1. 義務教育施設 整備事業債	11,700	2. 学校屋内運動場空調設備整備事業債
5. 臨時財政対策債	949,000	△200,000	749,000	1. 臨時財政対策債	△200,000	1. 臨時財政対策債
計	1,767,500	△188,300	1,579,200			

												23. 償還金， 利子及び 割引料	190,145	過年度国，都支出金等還付金 〔地域福祉課 101,313〕 償還金，利子及び割引料 101,313 過年度国，都支出金等還付金 〔子育て支援課 88,673〕 償還金，利子及び割引料 88,673 過年度国，都支出金等還付金 〔環境政策課 148〕 償還金，利子及び割引料 148 過年度国，都支出金等還付金
														2. 生活安全対策関係費 2,789 〔安心安全課〕 負担金，補助及び交付金 2,789 防犯カメラ設置費補助金
計	1,935,528	485,468	2,420,996			1,736						1,053	483,732	

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節 区分	節 金額	説 明			
				特 定			財 源								
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	所 の 他	一 般 財 源	額						
2. 賦課徴収費	千円 133,855	千円 825	千円 134,680	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	825	1. 一般事務費 825 〔納税課〕 委託料 825 税総合システム改修委託
計	370,116	825	370,941												

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節 区分	節 金額	説 明				
				特 定			財 源									
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	所 の 他	一 般 財 源	額							
1. 児童福祉 総務費	千円 1,969,948	千円 5,845	千円 1,975,793	千円 3,016	千円 1,414	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	187	12. 役務費 187 2. 一般事務費 187
(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費				187	1,414			1,415								

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明	
				特定		財源			区	分		金額
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円				
1.									1. 通信 運搬費	千円 187	[子育て支援課 46] 役務費 46	
									20. 扶 助費	千円 5,658	通信運搬費 (46) 郵送料 [児童青少年課 141] 141	
				2,829	1,414			1,415				3. 障がい児通所支援事業 5,658 [高齢障がい課] 扶助費 5,658 障がい児通所等給付費
2. 児童措置費	3,661,792	3,420	3,665,212	100,394	19,417		△74,527	△41,864	19. 負担金, 補助及び 交付金	千円 3,420	2. 保育所等児童運営費 2,714 [子育て支援課 6,584] 負担金, 補助及び交付金 6,584 私立認定こども園運営費負担 金 6,179 副食費多子世帯負担軽減補助 金 405 [児童青少年課 3,870] 負担金, 補助及び交付金 △3,870 市立外保育園児童運営費負担 金 △15,471 地域型保育給付負担金 906 認証保育所等入所児童保護者 負担軽減補助金 2,522 施設等利用費補助金 7,106 副食費多子世帯負担軽減補助 金 1,067	

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明
				特定			財源			区分	金額	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円				
1. 生活保護 総務費	146,596	1,232	147,828	715				517	13. 委託料	1,232	2. 一般事務費 〔福祉相談課〕 委託料 生活保護システム改修委託	
計	2,300,206	1,232	2,301,438	715				517				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明
				特定			財源			区分	金額	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円				
1. 保健衛生 総務費	396,728	8,085	404,813	928				7,157	13. 委託料	8,085	2. 一般事務費 〔健康推進課〕 委託料 保健事業支援システム改修委 託	
計	836,981	8,085	845,066	928				7,157				

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明
				特定			財源			区分	金額	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円				
1. 清掃総務費	59,262	50,000	109,262					50,000	25. 積立金	50,000	3. 清掃施設整備基金費 〔財政課〕 積立金 清掃施設整備基金積立金	
計	1,161,641	50,000	1,211,641					50,000				

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				財源				区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他				一般財源
1. 都市計画 総務費	千円 235,546	千円 5,632	千円 241,178	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
								13. 委託料	5,632	5,632	5,632
計	1,320,024	5,632	1,325,656								

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				財源				区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他				一般財源
6. 学校建設費	千円 110,508	千円 3,142	千円 113,650	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
								13. 委託料	3,142	3,142	3,142
計	735,917	3,142	739,059								

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				財源				区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他				一般財源
6. 学校建設費	千円 33,863	千円 8,631	千円 42,494	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
								13. 委託料	8,631	8,631	8,631
計											

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	平成30年度未までの支出(見込)額		令和2年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	源	
			千円		千円		国都支出金	地方債
小 学 校 給 食 調 理 業 務	90,100 千円	令和2年度から	千円	令和2年度まで	90,100 千円	千円	千円	千円
収 納 代 行 業 務	3,232	令和2年度から		令和2年度まで	3,232			3,232
(仮称) 高架下学童クラブ新築事業	5,000	令和2年度から		令和2年度まで	5,000			5,000

議案第 32 号

平成31年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第32号別紙

平成31年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成31年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成31年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,222千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,191,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和元年8月29日提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
5. 繰越金		1	79,222	79,223
	1. 繰越金	1	79,222	79,223
歳入	合計	8,112,690	79,222	8,191,912

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
1. 総務費		49,666	825	50,491
	2. 徴税費	24,635	825	25,460
6. 諸支出金		12,201	78,397	90,598
	1. 償還金及び還付金	12,201	62,131	74,332
歳出	合計	8,112,690	16,266	8,191,912

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
收 納 代 行 業 務			令和2年度	1,915千円

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	千円	千円	千円
歳入	1	79,222	79,223
合計	8,112,690	79,222	8,191,912

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				財源				
				特出金	都支金	地方債	その他	一般財源
1. 総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	49,666	825	50,491	0	0	0	0	825
6. 諸支出金	12,201	78,397	90,598	0	0	0	0	78,397
歳出	8,112,690	79,222	8,191,912	0	0	0	0	79,222

2. 歳入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説
				区	分	
1. 繰越金	1	79,222	79,223	1. 繰越金	79,222	1. 前年度繰越金
計	1	79,222	79,223			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				財源					区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 賦課徴収費	24,635	825	25,460					825	13. 委託料	825	1. 賦課徴収事務費 〔納税課〕 委託料 税総合システム改修委託
計	24,635	825	25,460					825			

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				財源					区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 一般被保険者償還金及び還付金	12,000	61,257	73,257					61,257	23. 償還金, 利子及び割引料	61,257	1. 一般被保険者償還金及び還付金 〔保険年金課〕 償還金, 利子及び割引料 61,257 過年度還付金及び還付加算金
3. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金	0	874	874					874	23. 償還金, 利子及び割引料	874	1. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金 〔保険年金課〕 償還金, 利子及び割引料 874 過年度還付金及び還付加算金
計	12,201	62,131	74,332					62,131			

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源の内訳					節		説明
				財源					区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円			
1. 一般会計繰出金	0	16,266	16,266					16,266		16,266	1. 一般会計繰出金 [保険年金課] 繰出金 一般会計繰出金
計	0	16,266	16,266								

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	平成30年度未までの支出(見込)額		令和2年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
収 納 代 行 業 務	千円 1,915	令和2年度から	千円	令和2年度まで	千円 1,915	国都支出金	地方債	その他	千円 1,915

議案第 33 号

平成31年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第33号別紙

平成31年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成31年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成31年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,045,454千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月29日提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
4. 繰越金		1	1,973	1,974
	1. 繰越金	1	1,973	1,974
5. 諸収入		62,803	990	63,793
	5. 雑収入	1	990	991
歳 入	合 計	2,042,491	2,963	2,045,454

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
2. 広域連合納付金		1,929,212	△8,595	1,920,617
	1. 広域連合納付金	1,929,212	△8,595	1,920,617
4. 諸支出金		1,379	11,558	12,937
	1. 償還金及び選付加算金	1,378	2,580	3,958
	2. 繰出金	1	8,978	8,979
歳 出	合 計	2,042,491	2,963	2,045,454

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	1,973	1,974
5. 諸収入	62,803	990	63,793
歳入合計	2,042,491	2,963	2,045,454

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定		その他		
				国支金	都支金	地方債	その他	一般財源
2. 広域連合納付金	1,929,212	△8,595	1,920,617	0	0	0	0	△8,595
4. 諸支出金	1,379	11,558	12,937	0	0	0	0	11,558
歳出合計	2,042,491	2,963	2,045,454	0	0	0	0	2,963

2. 歳入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 1	千円 1,973	千円 1,974	1. 繰越金	千円 1,973	1. 前年度繰越金
計	1	1,973	1,974			

(款) 5. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説
				区分	金額	
1. 雑入	千円 1	千円 990	千円 991	1. 雑入	千円 990	1. 雑入
計	1	990	991			

(款) 5. 諸収入

3. 歳出

(款) 2. 広域連合納付金

(項) 1. 広域連合納付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明	
				財源					区分	金額 千円		
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円				
1. 広域連合 分賦金	1,929,212	△8,595	1,920,617					△8,595			千円	
計	1,929,212	△8,595	1,920,617					△8,595	19. 負担金, 補助及び 交付金			1. 広域連合負担金 [保険年金課] 負担金, 補助及び交付金 療養給付費負担金

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明		
				財源					区分	金額 千円			
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円					
1. 保険料 還付金	1,368	1,580	2,948					1,580				千円	
3. その他 還付金	0	1,000	1,000							23. 償還金, 利子及び 割引料			1. 保険料還付金 [保険年金課] 償還金, 利子及び割引料 保険料還付金
計	1,378	2,580	3,958					2,580	23. 償還金, 利子及び 割引料			1. 1,000 1,000	1. その他還付金 [保険年金課] 償還金, 利子及び割引料 葬祭費受託事業収入過年度還 付金

議案第 34 号

平成31年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第34号別紙

平成31年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成31年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成31年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,782千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,705,495千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月29日 提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
4. 支 払 基 金 交 付 金		1,709,940	1,305	1,711,245
9. 繰 越 金		1,709,940	1,305	1,711,245
		1	157,477	157,478
1. 繰 越 金		1	157,477	157,478
歳 入	合 計	6,546,713	158,782	6,705,495

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計
5. 基 金 積 立 金		84	100,223	100,307
7. 繰 出 金		84	100,223	100,307
		1	279	280
1. 繰 出 金		1	279	280
8. 諸 支 出 金		2,002	58,280	60,282
		2,001	58,280	60,281
歳 出	合 計	6,546,713	158,782	6,705,495

狛江市介護保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 支払基金交付金	千円 1,709,940	千円 1,305	千円 1,711,245
9. 繰越金	1	157,477	157,473
歳入合計	6,546,713	158,782	6,705,495

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定		その他		
				国支金	都支金	地方債	その他	一般財源
5. 基金積立金	千円 84	千円 100,223	千円 100,307	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 100,223
7. 繰出金	1	279	280	0	0	0	0	279
8. 諸支出名	2,002	58,230	60,232	0	0	0	0	58,230
歳出合計	6,546,713	158,782	6,705,495	0	0	0	0	158,782

2. 歳入

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区分	金額 千円		
1. 介護給付費交付金	1,656,234	1,305	1,657,539	1. 介護給付費交付金	1,305	1. 介護給付費交付金	千円
計	1,709,940	1,305	1,711,245				

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区分	金額 千円		
1. 繰越金	1	157,477	157,478	1. 繰越金	157,477	1. 前年度繰越金	千円
計	1	157,477	157,478				

(款) 9. 繰越金

3. 歳出

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明
				特定財源			内訳			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円				
1. 介護保険給付費準備基金積立金	84	100,223	100,307						100,223	25. 積立金	100,223	1. 介護保険給付費準備基金積立金 [高齢障がい課] 積立金 介護保険給付費準備基金積立金
計	84	100,223	100,307						100,223			

(款) 7. 繰出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明
				特定財源			内訳			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円				
1. 他会計繰出金	1	279	280						279	28. 繰出金	279	1. 他会計繰出金 [高齢障がい課] 繰出金 他会計繰出金
計	1	279	280						279			

(款) 8. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳						節		説明
				特定財源			内訳			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円				
2. 償還金	1	58,280	58,281						58,280		58,280	

議案第 35 号

狛江市第 4 次基本構想の策定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

狛江市第 4 次基本構想の策定に当たり、狛江市総合基本計画条例（平成30年条例第 26号）第 6 条の規定により、議会の議決を求めるため。

狛江市第4次基本構想

狛 江 市

目次

1	はじめに	1
2	計画期間	1
3	狛江市の将来都市像	2
4	まちづくりの視点	3
5	分野別のまちの姿	5

1 はじめに

基本構想とは、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像やまちづくりの方向性等を示すものです。

狛江市では、平成 21（2009）年度に「狛江市第 3 次基本構想」を策定し、令和 2（2020）年を目標年次として、将来都市像である「私たちがつくる水と緑のまち」の実現に向け、積極的にまちづくりを進めてきました。

狛江市の将来都市像は、昭和 50（1975）年に策定された基本構想において、「水と緑の住宅都市」と定め、平成 2（1990）年に策定された第 2 次基本構想でも引き継がれ、現在の「私たちがつくる水と緑のまち」に至っています。

この間、全国的には、人口減少や少子高齢化の進行、人口構造の変化、公共施設の老朽化等、社会情勢は大きく変化してきました。狛江市においては、大規模マンションの建設等の影響もあり、人口は依然として微増傾向にありますが、狛江市人口ビジョン（平成 27（2015）年度策定）では、少子高齢化がより一層進行し、人口構造が変化する点について、全国的な傾向と変わらないと推計しています。

こうした人口構造の変化は、社会保障関係費の増大や税収の減少、地域の活力の低下等、地方自治体を取り巻く環境や市民生活の多方面において、私たちがこれまで直面したことのない、深刻な問題を引き起こすことが懸念されます。今後は、これまで以上に限られた資源を計画的かつ有効に活用することが、持続可能なまちづくりを進めていく上で、より一層重要になっています。

このような時代において、狛江市の将来のまちの姿を、市民、議会及び行政が共有し、それぞれがお互いの役割を尊重しながら、より一層市民参加と市民協働による「狛江らしい」まちづくりを進めていくことが重要であると考え、新たな基本構想として、「狛江市第 4 次基本構想」を策定しました。

2 計画期間

狛江市第 4 次基本構想の計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とします。

3 狛江市の将来都市像

ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～

これまで狛江市の将来都市像として掲げてきた「私たちがつくる水と緑のまち」に込められた想いを引き継ぎ、更に成長・充実させていくという想いを込めて、将来都市像を「**ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～**」とし、市民、議会及び行政が一体となってその実現を目指します。

「**ともに創る**」には、まちづくりの主体である市民を始め、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことで、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進め、安心して笑顔で住み続けられるまちをともに創っていくという想いが込められています。

「**文化育むまち**」には、都心に近いながらも豊かである「水と緑」を大切にする想いや、コンパクトさを活かした市民同士のつながりや絆等、狛江で生まれ、受け継がれてきた「狛江らしい」、「狛江ならではの」文化をより一層育み、次世代に引き継いでいくことで、愛着や誇りを持てる魅力あるまちを目指していくという想いが込められています。

「**水と緑の狛江**」には、多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区に代表される狛江の貴重な財産である自然環境を大切に守り、それらを暮らしの中に活かすことで、潤いや安らぎを与えてくれる自然環境と、いつまでも住みたいと感じる良好な住環境、農商工業を通じた活気やにぎわいが共存しているまちづくりを進めていくという想いが込められています。

また、昭和 50（1975）年に策定された基本構想から 40 年以上に渡り、脈々と受け継がれている「水と緑」への想いを大切にし、引き継ぐとともに、更に成長・充実させていきます。

4 まちづくりの視点

将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するための土台となり、各分野のまちづくりに共通する重要な視点として、2つの「まちづくりの視点」を定めます。

● お互いを認め支え合い、ともに創る

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、暮らし方や働き方等が大きく変化しつつあります。

このような時代に、多様化する市民ニーズや行政課題、社会環境の変化による新たな行政需要等に柔軟に対応できるまちを創っていくためには、まちづくりの主体である市民一人ひとりが自らの責任と役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加することが不可欠な要素となっています。

また、市民を始め、地域を支える全ての個人や団体、事業者、関係機関、行政がお互いに連携・協働するとともに、様々な主体がそれぞれの能力を十分に発揮することで、安心して住み続けられる、持続可能な狛江らしいまちをともに創っていくことが大切です。

狛江市では、防災・防犯、福祉、環境等の様々な分野において、市民や団体等が地域で活発に活動しています。今後も、様々な主体と行政がそれぞれの役割を担う中で、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

さらに、それぞれの個性と能力が十分に発揮できるように、市民一人ひとりが思いやりを大切にし、差別や偏見のない心を持ち、お互いを認め支え合いながらまちづくりを進めていくことも大切です。

このことから、各分野のまちづくりについて、「**お互いを認め支え合い、ともに創る**」の視点を核として実施していきます。

● 狛江らしさを活かす

狛江市の特性として、市域面積が全国の市の中で2番目に小さく、道が平坦で、基本的には全て徒歩圏内であるというコンパクトさが挙げられます。このコンパクトさという特性は、市民同士の距離が近く、地域コミュニティの機能を高めることや、防災・防犯面、福祉における高齢者や障がいのある人の見守り等、まちづくりの様々な分野に寄与するものです。

また、都心からの交通の便が良い上に、多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区や屋敷林等の「水と緑」が豊かであるとともに、狛江ブランド農産物の生産や、市内に数多くの古墳や史跡が点在していること等、様々な面において狛江市の特性ともいえる多くの魅力が存在しています。

今後も狛江市が持続的に成長していくためには、こうした「コンパクトさ」や「水と緑」等、多様な特性や魅力が相互につながり合うことで生まれる「狛江らしさ」、「狛江ならではのもの」を確立・推進していくことが大切です。

また、こうした狛江の「ブランド」を効果的に市内外へ発信していくことで、市内に住む人には「狛江に住み続けたい」、「狛江はふるさと」と思ってもらえるような愛着や誇りを持てるまちづくり、市外に住む人には「狛江に住みたい」と思ってもらえるような魅力あるまちづくりが求められています。

このことから、各分野のまちづくりについて、「**狛江らしさを活かす**」の視点を核として実施していきます。

5 分野別のまちの姿

将来都市像である「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、8つの「分野別のまちの姿」を定め、各分野のまちづくりを進めていきます。

なお、各分野のまちづくりに共通する重要な視点である2つの「まちづくりの視点」を核として実施していきます。



1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

地域で安心して住み続けるためには、お互いを理解し、認め合い、共に支え合う、人権を尊重する気持ちが地域全体に広がるのが大切です。

そのため、年齢や性別、障がいの有無や異なる文化・価値観等を認め合う「男女共同参画社会」や「多文化共生社会」といった、多様な主体がお互いを尊重し合う気持ちを醸成し、浸透させることで、誰もが平和に暮らすことができる「**人権が尊重されるまち**」を目指します。

また、市民が主体となったまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの自治意識や地域の連帯感を高めていくことが大切です。

そのため、多くの市民や団体等が積極的にまちづくりに参加できる様々な機会を設けるとともに、必要な情報発信を行い、多様な主体が活発に活動することができる「**市民が主役となるまち**」を目指します。また、地域に潜在している市民活動に関心のある方や様々なスキルやつながりを持った方を掘り起こし、協働の裾野を広げていく仕組みづくりを推進していきます。

2 安心して暮らせる安全なまち

防災・防犯に対する意識が高まっている中、被害を最小限に抑え、市民の生命や暮らしを守っていくことが大切です。特に狛江市においては、昭和 49（1974）年に甚大な被害をもたらした多摩川の水害についても決して忘れてはなりません。

防災対策については、市民一人ひとりの防災意識が向上し、自らが備える「自助」に加え、地域で支え合う「共助」の重要性をより一層意識するとともに、他自治体等との連携強化や耐震化の推進等の「公助」にもこれまで以上に取り組むことで、災害に強いまちを目指します。

また、防犯対策については、都内区市におけるトップクラスの刑法犯認知件数の少なさを今後も維持していくとともに、防犯意識の啓発や地域の防犯活動の充実等にこれまで以上に努めることで、犯罪が未然に防止され、犯罪の少ない安全なまちを目指します。

防災・防犯施策を充実・強化し、災害に強く、犯罪の少ない安全なまちづくりを市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって実施することで、「**安心して暮らせる安全なまち**」を目指します。

3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

まちのにぎわいを創出するためには、地域に根差し、市民に愛されている農商工業の果たす役割はとて大きく、これらの産業を支援・育成することで、地域の活性化を図っていくことが大切です。

そのため、近年減少傾向にある農地の保全や狛江ブランド農産物の推進、市民が農業に親しみ、触れ合える場を充実させる等、「農業振興」を図っていくとともに、市民生活の支えとなる商店街への支援や駅周辺を中心とした活気づくり、地域の経済基盤の強化や活性化に向けた取組への支援を行う等、「商工業振興」を図っていくことで、「**活気にあふれ、にぎわいのあるまち**」を目指します。

また、狛江の特性であるコンパクトさや都心からの利便性、「水と緑」や古墳・史跡等の地域資源を最大限に活用するほか、新たな魅力の掘り起こしや創出にも取り組んでいきます。さらに、それらの魅力を市内外に広く効果的に発信する等、シティセールスの推進に取り組み、まちのイメージ向上を図ることで、人を呼び込み、持続的なまちの成長につなげていきます。

4 子どもがのびのびと育つまち

核家族化や共働き家庭の増加等、家族形態が多様化している中で、それぞれの考え方や価値観を尊重しつつ、安心して子どもを産み、育てられる環境を整えることが大切です。

そのため、切れ目のない子育て支援体制の構築や子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が孤立しないよう、地域で温かく見守り支えることで、住み続けたいと思ってもらえるような「**子どもがのびのびと育つまち**」を目指します。

また、子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自ら進んで考え、判断し、生きる力と豊かな心を育むとともに、支援を必要とする子ども一人ひとりの学びと成長を保障することができるよう、必要な教育環境の整備を進めていきます。

さらに、次世代を担う青少年が社会の一員としての自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、また、地域で活躍できる人材となるよう、心身共に健やかに育つための環境づくり等について、家庭、学校、地域、行政が一体となって推進していきます。

5 いつまでも健やかに暮らせるまち

住み慣れた地域で、共に支え合いながら、生き生きと日常生活を過ごすため、地域全体で健康づくりや福祉の課題に取り組んでいくことが大切です。

そのため、複雑化した地域生活課題を解決し、支援が必要な人に対して必要な支援が届くように、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民、団体、事業者がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、**「いつまでも健やかに暮らせるまち」**を目指します。

また、高齢者が地域の中で元気に活躍できる機会づくりや仕組みづくりを進めるとともに、生涯を通じた健康づくり等を進めていきます。さらに、障がいのある人や、様々な問題を抱え孤立しがちな人、生活に困窮している人等が地域の中で生き生きと生活できるよう、生活の安定や自立、就労等に対する課題について、きめ細かなサービスの提供等、市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって取り組んでいきます。

6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

市民が生涯を通じて学び、芸術文化活動やスポーツ活動を始めとする様々な活動に親しむことで、生活に生きがいやゆとりを持ち、心の豊かさを実感できることが大切です。

そのため、生涯を通じて学ぶことができるよう、自主的な活動の機会や居場所の充実を図るとともに、狛江ならではの芸術文化の更なる醸成に向けた取組等を行っていきます。また、年齢や障がいを問わず、スポーツをいつでも気軽に楽しむことができる機会づくりについて、団体や事業者、行政が連携して取り組み、市民が心身共に健やかな生活を送ることができる環境を整えることで、**「生涯を通じて学べるまち」**を目指します。

さらに、市内に数多くある古墳や史跡等の狛江の歴史について、市民が身近に触れ、親しむことができる環境づくりや次世代に継承する取組を行う等、狛江への愛着や誇りを持てるような**「歴史が身近に感じられるまち」**を目指します。

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

狛江市の財産である「水と緑」は、市民の暮らしに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な資源であり、市民の憩いの場として未来へ引き継ぐことが大切です。また、気候変動の将来予測による適応の考え方等、新たな視点も取り入れつつ、環境課題の解決に向けた対策に取り組んでいくことも大切です。

そのため、この貴重な「水と緑」の保全や緑化の推進に対して、市民、団体、事業者、関係機関、行政が連携・協働して取り組むとともに、そこに生息する多種多様な生物の保全を行う等、「**自然を大切にす**るまち」を目指します。また、低炭素社会の形成やごみの減量化、資源化を推進する取組等を引き続き実施していくとともに、環境に対する意識の向上を図っていきます。

また、快適で安全な道路の整備や交通環境の向上等の都市基盤の整備に努め、「狛江に住み続けたい」と思ってもらえるような良好な居住環境や美しい街並みの創出を図ることが大切です。

そのため、歩行者、自転車、自動車と共に安全かつ効率的に通行できる幹線道路や生活道路の体系的な整備を推進するとともに、適切かつ計画的な土地利用の誘導、とりわけ地域の特性を活かした調和のとれた街並みと駅周辺を中心とした拠点空間の形成を図ることで、「**快適に暮らせる**まち」を目指します。さらに、近年増加傾向にある空家等の適切な管理や利活用の促進にも努めていきます。

8 持続可能な自治体経営

これからの自治体には、少子高齢化に伴う人口構造の変化に対応できる、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。限られた財源の中で、多様化する市民ニーズや行政課題に対応し、行政サービスを低下させることなく提供し続けていくためには、公共施設マネジメントの考え方等、計画的な財政運営とともに、社会情勢の変化に柔軟に対応することができる組織づくりや人財育成が大切です。

そのため、将来を見据えた長期的かつ戦略的な視点を持ちながら各種計画や方針を定めていきます。その上で、公民連携や他自治体等との連携を推進するほか、適切かつ分かりやすい行政評価等により常に現状と課題を振り返ることで、効率的かつ効果的に施策・事務事業を実施していきます。また、長期的な財政見直しを持ちつつ、様々な工夫を凝らしながら財政基盤の強化に努めるとともに、情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）等の技術革新にも目を向けながら、「**持続可能な自治体経営**」を目指します。

人財育成については、狛江への愛着と誇りや高い倫理観・規範性を持ち、時代の変化に対応できる経営感覚を持った職員を育てるとともに、その職員一人ひとりが能力・やる気を十分に活かせる組織づくりやコンプライアンス機能の強化を図ることで、市民に信頼される市役所づくりを進めていきます。

また、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、部署間の連携を強化し、市民に親しまれる市役所づくりを進めていきます。

議案第 36 号

狛江市表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市表彰条例の一部を改正する条例

狛江市表彰条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第8条第2号中「又は成年被後見人若しくは被保佐人である者」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、対象外となる者の規定を改めるため。

議案第 37 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市職員の給料等に関する条例（昭和 26 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とし、第 22 条を第 21 条とする。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項を削る。

第 4 条第 2 項ただし書を削り、同条第 3 項中「(嘱託職員を除く。)」を削る。

(狛江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 狛江市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 35 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前 2 項の規定による休職の期間は、次の各号に掲げるその者の勤続年数（休職期間を除く。）に応じ、それぞれ当該各号に定める年限を超えない範囲内（法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、同条第 2 項の規定により任命権者が定める任期（以下「任期」という。）の範囲内）において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

第 3 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「前項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 休職の期間が前項各号の年限に満たない場合（会計年度任用職員にあっては、任期に満たない場合）には、休職を命じた日から引き続きそれぞれの年限を超えない範囲内（会計年度任用職員にあっては、任期の範囲内）においてこれを更新することができる。

第 4 条第 2 項中「いかなる給与」の次に「又は報酬」を加える。

(狛江市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 狛江市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年条例 号)第2条第1項に規定する報酬の額)」を加える。

第4条第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第5条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

(非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第6条 非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び嘱託員」を削る。

(狛江市特別職職員及び一般職職員の功労者に対する特別功労金支給条例の一部改正)

第7条 狛江市特別職職員及び一般職職員の功労者に対する特別功労金支給条例(昭和43年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(昭和25年法律第261号)」を「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に、「(以下「職員」という。)」を「(法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。以下「職員」という。)」に改める。

(狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 狛江市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) 当該非常勤職員の養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(再度任用される場合にあつては、再度任用後のもの)が満了すること及び再度任用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に

限る。)

エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休業又は狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第17条第1項若しくは第2項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に規定する場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に規定する場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日とが異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、再度任用されるものにあつては、当該再度任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、再度任用されるものにあつては、当該再度任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について、育児休業をすることが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、当該再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第5条の2を削る。

第5条の3第1項中「第18条第1項」の次に「及び狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第 号）第6条第1項」を加え、同条第2項中「いる職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。）」を加え、同条を第5条の2とする。

第6条中「非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員の職を占める職員を除く。）」を「地方公務員法

第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員のうち規則で定める職員」に改める。

第 7 条中「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、「終り」を「終わり」に、「狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 13 年条例第 4 号)」を「勤務時間条例」に改め、「する育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。)」を、「する介護部分休業」の次に「(以下「介護部分休業」という。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 30 分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員については、その勤務しない 1 時間につき、規則で定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 9 条 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 13 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に、「再任用短時間勤務職員にあっては、前項の規定に基づき定める時間」を「非常勤の職を占める職員にあっては、前 2 項の規定により定める時間」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)のうち、同項第 1 号に規定する職員の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1 週間について 37 時間 30 分以内の範囲内で、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書、第 4 条及び第 15 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「非常勤の職を占める職員」に改める。

第 17 条第 1 項中「及び短期の介護休暇」を「、短期の介護休暇、官公署出頭休暇、現住居の滅失等休暇、出動困難休暇及び退勤途上休暇」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、会計年度任用職員について、特別休暇のうち、出産支援休暇、永年勤続休暇及びボランティア休暇以外のものを承認するものとする。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(会計年度任用職員の特例)

第 20 条 会計年度任用職員にあっては、第 16 条から第 19 条までに規定する休暇(第 17 条に規定する公民権行使等休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇、

官公署出頭休暇，現住居の滅失等休暇，出勤困難休暇及び退勤途上休暇を除く。）については，その勤務しない時間につき，狛江市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第 号）第 2 条第 1 項に規定する報酬の額から規則で定める勤務 1 時間当たりの報酬額を乗じた額を減額する。

（狛江市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正）

第 10 条 狛江市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成 14 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に，「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

付 則

- 1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際，現に育児休業等を取得している職員は，第 8 条の規定による改正後の狛江市職員の育児休業等に関する条例の規定により承認された育児休業等とみなす。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い，関係条例を整備するため。

議案第 38 号

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

狛江市印鑑条例（昭和52年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 住民票に記載されている（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、当該磁気ディスクに記録されているものをいう。以下同じ。）氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第7条第1項第2号中「氏名」の次に「，旧氏」を加え，同条第2項中「記録されている」を「記載されている」に改める。

第8条第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏，外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第15条第6号中「氏又は名」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）又は名」に，「外国住民」を「外国人住民」に改める。

付 則

この条例は，令和元年11月5日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）の施行に伴い，氏に変更があった者の旧氏の印鑑登録について規定するため。

議案第 39 号

狛江市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市非常勤職員の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例

(通則)

第 1 条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する職員をいう。以下「会計年度任用職員」という。）の報酬，費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については，特別の定めがあるものを除くほか，この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

第 2 条 会計年度任用職員に対する報酬の額は，月額，日額又は時間額で定めるものとし，月額は300,000円，日額は15,000円，時間額は3,000円を超えない範囲内において規則で定めるものとする。

2 規則で定めるところにより，月額の会計年度任用職員に対しては，前項で定める報酬の額を超えない範囲内で，その在職年数に応じて昇給を行う。

(報酬の支給)

第 3 条 月額の報酬の支給方法は，この条例に定めるもののほか，狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「給料条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 日額の報酬及び時間額の報酬の支給方法は，月の初日からその月の末日までの間における勤務日数及び勤務時間により計算した総額を翌月の21日に支給する。ただし，21日が日曜日，土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは，その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

3 会計年度任用職員が所定の勤務時間及び勤務日数の全部又は一部について勤務しないときは，規則で定める場合を除き，その勤務しない日数及び時間数に係る報酬を支給しない。

(割増報酬等)

第 4 条 狛江市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例（平成13年条例第4号）第2条第2項に定める勤務時間以外の時間又は1日につき7時間30分を超えて勤務を命じられた会計年度任用職員には，規則で定めるところにより割増報酬等を支給する。ただし，週休日を変更した場合及び休日の代休日を取得した場合は，この限りでない。

(費用弁償)

第5条 会計年度任用職員が公務により出張するときは、順路によりその費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額及び支給方法については、狛江市一般職の職員の旅費に関する条例（平成元年条例第10号）に定める例による。

3 前2項の規定にかかわらず、通勤の実情等に応じて、別に定めるところにより、その費用を弁償する。

(期末手当)

第6条 期末手当は、3月31日及び9月30日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に対し支給する。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき報酬の額を期末手当基礎額とし、その基礎額に乗じる割合については給料条例第18条第2項の例による。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給料条例の適用を受ける職員の例による。

4 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めるため。

議案第 40 号

狛江市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市税条例の一部を改正する条例

(狛江市税条例の一部改正)

第 1 条 狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし，第 7 項を第 8 項とし，第 6 項を第 7 項とし，第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は前項の場合において，前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが，第 1 項の申告書を提出するときは，法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては，施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め，同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め，同項第 3 号を同項第 4 号とし，同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には，その旨

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め，同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め，「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて，扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え，「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に，「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め，同項第 3 号を同項第 4 号とし，同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には，その旨

第 36 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め，同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「によって」を「により」に，「同条第 7 項」を「同条第 8 項」に，「第 8 項」を「第 9 項」に，「においては」を「には」に改める。

第 89 条の次に次の 1 条を加える。

(種別割の課税免除)

第 89 条の 2 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては, 種別割を課さない。

- (1) 商品であって使用しない軽自動車等
- (2) 軽自動車等を製造又は販売する者が車体試験のため所定の表示をして使用するもの

付則第 15 条の 3 に次の 3 項を加える。

- 2 東京都知事は, 当分の間, 前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し, 3 輪以上の軽自動車法第 446 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。)の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは, 国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 3 東京都知事は, 当分の間, 第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき, その納付すべき額について不足額があることを付則第 15 条の 5 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限(納期限の延長があったときは, その延長された納期限)後において知った場合において, 当該事実が生じた原因が, 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは, 当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして, 軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は, 同項の不足額に, これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第 15 条の 3 を付則第 15 条の 3 の 2 とし, 付則第 15 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 15 条の 3 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては, 当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間(付則第 15 条の 7 第 3 項において「特定期間」という。)に行わ

れたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第 15 条の 4 の見出し中「環境性能割の」の次に「非課税及び」を加え、同条中「に対しては」の次に「、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

当分の間、第 81 条の 2 の規定にかかわらず、東京都が法第 148 条第 2 項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第 15 条の 7 に次の 1 項を加える。

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

付則第 16 条中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア（ウ） a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア（ウ） b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と

する。

第2条 狛江市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「，寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第16条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち，自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については，当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り，第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は，令和元年10月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中狛江市税条例第36条の2，第36条の3の2，第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに付則第2条の規定 令和2年1月1日
- (2) 第2条中狛江市税条例第24条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の狛江市税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は，同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し，同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については，なお従前の例による。

2 令和2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は，前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき狛江市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第36条の3の3第1項の規定は，前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税

法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する令和 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 付則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の狛江市税条例第 24 条第 1 項 (第 2 号に係る部分に限る。) の規定は, 令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 令和 2 年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き, 付則第 1 条本文の規定による改正後の狛江市税条例 (以下「令和元年 10 月新条例」という。) の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は, 同条本文の規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は, 令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第 5 条 付則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の狛江市税条例の規定は, 令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し, 令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については, なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律 (平成 31 年法律第 2 号) の施行に伴い, 所要の改正を行うため。

議案第 41 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同条を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第 3 条第 1 項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 4 条の見出しを削る。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出しを「(教育・保育給付認定の申請に係る援助)」に改め、同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)の支払を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第37条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に

改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの心身」を「教育・保育給付認定子どもの心身」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもの体調に」を「教育・保育給付認定子どもに体調の」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出しを「（教育・保育給付認定保護者に関する市への通知）」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条の見出しを「（教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則）」に改め、同条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第36条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。

次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする」に改める。

第37条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする」に改める。

第38条の見出しを削る。

第39条第1項中「利用者負担」を「第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第40条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「利用する支給認定子ども」を「利用する満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行うもの」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行うもののうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第

3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 1 項柱書の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第43条第 2 項中「条例第37条第 1 号」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第37条第 1 号」に、「前項柱書」を「第 1 項柱書」に改め、「（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第 6 条の 3 第12項に規定する業務又は同法第39条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第44条第 1 項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第51条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第 2 項第 2 号に規

定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」」を「第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第37条第3項」とあるのは「特定地域型保育(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育

給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の

額」とする。

付則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。））」とあるのは「定める額をいう。））」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。））を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。））を除く。」に改める。

付則第3条を削る。

付則第4条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。））」に、「5年」を「10年」に改め、同条を付則第3条とする。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行による幼児教育・保育の無償化に伴い、子どものための教育・保育給付の認定等に関し、必要な事項を定めるため。

議案第 42 号

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
(平成27年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

市が教育・保育給付認定を行った利用者の負担額は、法第19条第1項第1号
及び第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額にあつては0円と
し、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、1月につ
き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 保育の利用について、1月当たり平均275時間までの場合 別表の保育
標準時間の世帯の階層区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の利用者負担額の
月額欄に掲げる額

(2) 保育の利用について、1月当たり平均200時間までの場合 別表の保育
短時間の世帯の階層区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の利用者負担額の月
額欄に掲げる額

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1から別表第2の2までを削り、付則の次に次の表を加える。

別表（第3条関係）

世帯の階層区分		利用者負担額の月額（単位：円）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者	0	0

	の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)による 支援給付受給世帯		
B	前年度分の市区町村民税非課 税世帯 (A階層に該当する者 を除く。)	0	0
C 1	前年度分の市区町村民税均等 割のみの世帯 (A階層に該当 する者を除く。)	3,200 (1,600)	3,100 (1,550)
C 2	前年度分の市区町村民税所得 割課税額10,000円未満の世帯 (A階層に該当する者を除 く。)	3,900 (1,950)	3,800 (1,900)
C 3	前年度分の市区町村民税所得 割課税額10,000円以上48,000 円未満の世帯 (A階層に該当 する者を除く。)	4,700 (2,350)	4,600 (2,300)
D 1	前年度分の市区町村民税所得 割課税額48,000円以上51,000 円未満の世帯 (A階層に該当 する者を除く。)	6,600 (3,300)	6,400 (3,200)
D 2	前年度分の市区町村民税所得 割課税額51,000円以上59,000 円未満の世帯 (A階層に該当 する者を除く。)	8,200 (4,100)	8,000 (4,000)
D 3	前年度分の市区町村民税所得 割課税額59,000円以上68,000 円未満の世帯 (A階層に該当 する者を除く。)	10,400 (5,200)	10,200 (5,100)
D 4	前年度分の市区町村民税所得 割課税額68,000円以上81,000 円未満の世帯 (A階層に該当 する者を除く。)	12,800 (6,400)	12,500 (6,250)

D 5	前年度分の市区町村民税所得割課税額81,000円以上95,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)
D 6	前年度分の市区町村民税所得割課税額95,000円以上105,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)
D 7	前年度分の市区町村民税所得割課税額105,000円以上120,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	18,800 (9,400)	18,400 (9,200)
D 8	前年度分の市区町村民税所得割課税額120,000円以上135,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	22,800 (11,400)	22,400 (11,200)
D 9	前年度分の市区町村民税所得割課税額135,000円以上150,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	28,600 (14,300)	28,100 (14,050)
D 10	前年度分の市区町村民税所得割課税額150,000円以上170,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	33,000 (16,500)	32,400 (16,200)
D 11	前年度分の市区町村民税所得割課税額170,000円以上190,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	36,500 (18,250)	35,800 (17,900)
D 12	前年度分の市区町村民税所得割課税額190,000円以上210,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	39,000 (19,500)	38,300 (19,150)
D 13	前年度分の市区町村民税所得	41,300	40,500

	割課税額 210,000 円以上 230,000円未満の世帯（A階層 に該当する者を除く。）	(20,650)	(20,250)
D14	前年度分の市区町村民税所得 割課税額 230,000 円以上 250,000円未満の世帯（A階層 に該当する者を除く。）	43,400 (21,700)	42,600 (21,300)
D15	前年度分の市区町村民税所得 割課税額 250,000 円以上 270,000円未満の世帯（A階層 に該当する者を除く。）	45,400 (22,700)	44,600 (22,300)
D16	前年度分の市区町村民税所得 割課税額 270,000 円以上 290,000円未満の世帯（A階層 に該当する者を除く。）	47,200 (23,600)	46,300 (23,150)
D17	前年度分の市区町村民税所得 割課税額 290,000 円以上 310,000円未満の世帯（A階層 に該当する者を除く。）	49,200 (24,600)	48,300 (24,150)
D18	前年度分の市区町村民税所得 割課税額 310,000 円以上 350,000円未満の世帯（A階層 に該当する者を除く。）	50,800 (25,400)	49,900 (24,950)
D19	前年度分の市区町村民税所得 割課税額 350,000 円以上 390,000円未満の世帯（A階層 に該当する者を除く。）	52,400 (26,200)	51,500 (25,750)
D20	前年度分の市区町村民税所得 割課税額 390,000 円以上 430,000円未満の世帯（A階層 に該当する者を除く。）	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)
D21	前年度分の市区町村民税所得 割課税額 430,000 円以上	55,600 (27,800)	54,600 (27,300)

	470,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）		
D22	前年度分の市区町村民税所得割課税額470,000円以上510,000円未満の世帯（A階層に該当する者を除く。）	57,600 (28,800)	56,600 (28,300)
D23	前年度分の市区町村民税所得割課税額510,000円以上の世帯（A階層に該当する者を除く。）	59,600 (29,800)	58,500 (29,250)

備考

- 1 この表における「市区町村民税所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を市区町村民税所得割課税額から順次控除して得た額を市区町村民税所得割課税額とする。
- 2 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D23階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 3 この表の適用に際し、9月から翌年の3月までの月分の利用者負担額を決定する場合においては、同表中「前年度分」とあるのは、「当該年度分」とする。
- 4 同一世帯の2人以上の小学校就学前子どもが同時に次のいずれかに該当する場合における特定教育・保育施設（保育所に限る。）又は特定地域型保育事業所を利用している教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該教育・保育給付認定子どもが同一世帯のうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表の括弧内の額とし、当該教育・保育給付認定子どもが同一世帯のうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外のものである場合は、0円とする。
 - (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用していること。
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に入園していること。
 - (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に入園していること。

- (4) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。
 - (5) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けていること。
 - (6) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。
 - (7) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に入所していること。
- 5 備考4の規定にかかわらず、C1からD4階層までに該当する前年度分の市区町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯の場合において当該教育・保育給付認定子どもが同一世帯の子どものうち2番目に年齢が高い者である場合は、この表の括弧内の額とし、当該教育・保育給付認定子どもが最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外のものである場合は、0円とする。
- 6 備考4及び備考5の規定にかかわらず、C1からD4階層までに該当する前年度分の市区町村民税所得割課税額77,100円以下のひとり親世帯等の場合において当該教育・保育給付認定子どもが同一世帯の子どものうち最も年齢が高い者である場合は、この表の括弧内の額とし、それ以外のものである場合は、0円とする。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行による幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育給付認定保護者の利用者負担額等を整理するため。

議案第 43 号

狛江市第 4 次基本構想の策定に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市第 4 次基本構想の策定に伴う関係条例の整理に関する条例

(狛江市環境基本条例の一部改正)

第 1 条 狛江市環境基本条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

前文中「「私たちがつくる水と緑のまち」の実現」を「将来都市像の実現」に、
「「私たちがつくる水と緑のまち」狛江」を「「ともに創る 文化育むまち ～水と
緑の狛江～」」に改める。

(狛江市まちづくり条例の一部改正)

第 2 条 狛江市まちづくり条例（平成 15 年条例第 12 号）の一部を次のように改正す
る。

前文中「私たちがつくる水と緑のまち」を「「ともに創る 文化育むまち ～水と
緑の狛江～」」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

狛江市第 4 次基本構想の策定に伴い、関係条例の整理を行うため。

議案第 44 号

狛江市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市消防団条例の一部を改正する条例

狛江市消防団条例（昭和42年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「「団員」という。」を「「団員」といい、団長及び団員と合わせて「団員等」という。」に改める。

第6条中「消防団員」を「団員等」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第7条中「団員」を「団員等」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条の次に次の1条を加える。

（休団）

第7条の2 長期間消防団の活動に従事することができない団員等は、2年を超えない範囲で消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 団員等が休団をしようとするとき又は休団中の団員等が復帰しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

第8条第1項中「団長及び団員（以下「団員等」という。）」を「団員等」に、「3年」を「2年」に改める。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、停職又は休団の期間については、報酬を支給しない。

第10条第2項ただし書中「就退任した」を「就退任し、停職の懲戒処分を受け、又は休団した」に改める。

第12条第2項中「15日」を「21日」に改める。

第21条第6号中「団員」を「団員等」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項、第10条第2項ただし書及び第12条第2項の改正規定並びに第7条の次に1条を加える改正規定及び第10条第1項にただし書を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現にその職にあるものの任期は、なお従前の例による。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴う欠格事項を改めるとともに、
狛江市消防委員会の答申を受け、所要の改正を行うため。

認定第 1 号

平成30年度狛江市一般会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 2 号

平成30年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 3 号

平成30年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 4 号

平成30年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 5 号

平成30年度狛江市公共下水道特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。

認定第 6 号

平成30年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による。